

協同組合藤沢薬業協会 健康測定機器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康相談等に活用するため、協同組合藤沢薬業協会（以下「本組合」という。）が管理する健康測定機器の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出の対象)

第2条 本組合が貸出しを行う対象は、組合員とする。ただし、会費納入店舗で利用する場合に限る。

(貸出機器の対象物)

第3条 本組合が貸出しを行う健康測定機器（以下「機器」という。）は、別表のとおりとする。

(貸出機器の所在)

第4条 機器は、藤沢市薬事センターに置く。

(貸出管理)

第5条 管理は事務局が行う。

(貸出期間)

第6条 機器の貸出しを行う場合の期間は、貸出日から起算し、7日間以内とする。ただし、本組合が認めたときは、この限りではない。

(貸出しの申込み)

第7条 機器の貸出しを希望する者は、貸出しを希望する日（以下、「希望日」という。）の3か月前の日の属する月の初日から希望日の10日前までの間に、健康測定機器貸出申込書（様式1）（以下、「申込書」という。）を本組合に提出することができる。

(貸出しの承認)

第8条 本組合は、前条の規定による申込みがあった場合は、速やかに貸出しの承認の是非を判断するものとする。なお、前条の申込みにおいて、機器の貸出期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先に申込書を提出した者を優先するものとする。

2 本組合は、機器の貸出しを承認するときは健康測定機器貸出承認書（様式2）（以下、「承認書」という。）を交付するものとし、承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

(貸出しの制限)

第9条 本組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを認めない。

- (1) 本組合の行事又は業務に支障があるとき。
- (2) 機器を損傷する恐れがあると認めたとき。
- (3) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。
- (4) 特定の宗教団体及び政党が使用するとき。
- (5) その他、本組合が不相当と認めたとき。

(貸出しに係る費用)

第10条 機器の貸出しに関する費用は無料とする。ただし、貸出しを受ける者は、消耗品にかかる費用として、1回あたり1000円を本組合に支払うこととする。

(貸出期間及び返却)

第11条 貸出期間は、承認書記載の期間とし、貸出期間を延長する必要があるときは、改めて申込書を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 貸出期間中の転貸は認めない。
- 3 貸出期間中であっても機器の返却を求められたときは、ただちに応じなければならない。

(貸出し及び返却の方法)

第12条 機器の貸出し及び返却は貸出しを受ける者が行う。

- 2 貸出し及び返却は薬事センターにおいて行う。
- 3 貸出し及び返却の受付は平日午前8時30分から午後5時までとする。

(損害賠償等)

第13条 貸出しを受けたものが当該機器を滅失などした場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸出しを受けた者は、当該機器を滅失し、又は破損したときは、遅滞なくその旨及び理由を本組合に報告しなければならない。
- (2) 貸出しを受けた者は、前号の滅失又は毀損がその責めに帰すべき理由があるときは、本組合の指示に従いその負担において修理し、又は本組合が相当と認める額を弁償しなければならない。
- (3) 貸出した機器により事故が発生しても、本組合はその責めを負わない。

(改廃)

第14条 この要領の改廃は、理事会の議を経て、会長が定める。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

別表

機器名	製品名
脳年齢・血管年齢・健美瘦チェック器	らくらくウェルネス (株)ウェルアップ製